

手配旅行取引条件説明書面〔共通事項〕

この旅行は、株式会社 LURRA（以下「当社」といいます。）が手配するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書として、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 及び当社の旅行業約款手配旅行契約に定める契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面および別紙「お見積書」に記載したところによります。

1. 手配旅行契約の目的

当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様がこの取引条件説明書面に記載された運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を完了したときは、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。

2. お申込みと旅行契約の成立

- (1) 当社は、申込金の支払いを受けることなく申込みをお受けします。当社所定のご旅行申込書または当社指定の方法にて必要事項を記入の上、お申し込みください。手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した旨を当社指定の方法により旅行者に通知し、その通知が到達した時点で成立するものとします。
- (2) お客様がご旅行申込書等にお客様のローマ字氏名を記入されるときには、旅行の際に利用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合、婚姻等により氏名が変更になった場合には、予約・発券済みの航空券等を取り消したり、手配済みの客室を取り消したうえで新たに座席の予約・航空券等の発行をしたり、新たに客室を手配することが必要になる場合があります。また、新たに座席や客室が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なるものとなった場合には、新たに適用となる運賃・料金と取消に係る運賃・宿泊機関の運賃・料金等との差額及び運賃・宿泊機関等から課された取消料をご負担いただきます。なお、運賃・宿泊機関の席や客室の販売状況により、新たな席や客室の予約ができず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合、当社所定の取消料をいただきます。
- (3) お申込みの時点で未成年者の方は、お申込みの際に親権者（原則としてご両親）の同意書を提出してください。
- (4) 健康を害している方、身体に障害のある方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨及び旅行中に必要とされる措置の内容をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。当社は手配先の機関にその旨をお伝えします。この場合、手配先の機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは当該費用はお客様の負担とします。
- (5) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- ① お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ② お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ 当社の業務上の都合があるとき。

3. 団体・グループでのお申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様が定めた代表者としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。当社は、契約責任者が団体・グループを構成するお客様（以下「構成員」といいます。）によって定められたものであることを証するため、契約責任者の団体・グループ内での身分を証明する書類又は構成員の委任状を提出していただくことがあります。
- (2) 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者と申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当社が旅行契約の締結を承諾した時点で成立します。

4. 旅行代金、その他費用のお支払

旅行代金は「お見積書」に記載した当社が定める期日までに、クレジットカードまたは当社指定の口座へのお振込みにてお支払いください。振込の場合の振込手数料はお客様のご負担となります。

5. 旅行契約の内容の変更、旅行契約の解除

(1) 旅行契約の内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、契約内容の変更に伴い生じた運送・宿泊機関等の取消料その他の変更要費用並びに別紙「旅行業務取扱料金（抜粋）」に記載の当社所定の変更手続料金を申し受けます。

(2) 旅行契約の解除

ア. お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用

②未提供の旅行サービスに係る「お取消しの際の費用」欄に記載の運送・宿泊機関等が定める取消料等

③別紙「旅行業務取扱料金（抜粋）」に記載の取消手続料金

イ. お客様の責に帰すべき事由による解除

①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、手配旅行契約を解除させていただきます場合があります。

②お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

ウ. 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

6. 当社の責任

- (1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手力バンやスーツケース等の手荷物について生じた前(1)の損害については、同(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

7. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。当社の手配代行者の名称、住所、連絡窓口の電話番号等は、確定書面でお知らせします。

8. お申込み条件について

- (1) お客様ご自身で、渡航先国・地域の要求する旅券、査証、予防接種の条件について確認し、かつ旅券、査証、予防接種証明書等の一切に必要な書類をご用意ください。
- (2) 渡航先国、経由国が要求する旅券の残存有効期間その他の条件、査証の要否、については、お客様の責任

で、渡航先国・経由国（航空機の乗り継ぎのために経由する国・地域を含む。）の大使館・領事館等でご確認下さい。日本国籍以外の方は、併せて再入国手続について、入国管理事務所でご確認下さい。

(3) 渡航先国の予防接種要求状況については、検疫所でご確認下さい。

9. 海外危険情報、安全情報について

(1) 外務省のサイトで各国のスポット情報、危険情報、安全対策基礎データ等、安全対策のための情報が公開されています。必ず、出発までにお客様ご自身で旅行先の安全対策のための情報をご確認ください。

(外務省海外安全ホームページ) <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 渡航先（国又は地域）によっては、外務省から「危険情報」が出されている場合があります。この場合には、お申し込みの際に弊社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。

10. 渡航先の衛生状況について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外渡航者のための感染症情報」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかからないために、渡航者向けに国別、地域別で見られる感染症情報、海外渡航と予防接種、病気予防等の記載がされています。必ず、出発前の早い機会に、お客様ご自身で旅行先の衛生状況についてご確認ください。

(厚生労働省検疫感染症情報ホームページ) <https://www.forth.go.jp/>

11. 海外旅行保険について

(1) 当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

(2) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比較して必ずしも十分なものとは言えないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については弊社担当者にお問い合わせください。

12. 日本への持ち込みが禁止又は規制されている物品

日本への持ち込みが禁止又は規制されている物品は下記のとおりです。これに違反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は没収を命じられることがあります。

(1) ワシントン条約により抵触する動植物及びその産品

(例) 一部の漢方薬（ジャコウジカ、熊の胆等）、毛皮、象牙、象牙細工、象牙の印材、皮革製品（ワニ、ヘビ、トカゲ）、動物の皮革を使った楽器（胡弓など）、生きている動植物（サル、オウム、ワシ、タカ、ラン、サボテン等

(2) 日本へ輸入が禁止されている物品

- ① あへん、コカイン、覚せい剤等
- ② 銃砲、爆発物等
- ③ 偽造品、模造品等

- ④ 児童ポルノ、公安風俗を害すべき書籍等
- ⑤ 偽ブランド商品
- ⑥ 家畜伝染病予防法で定める特定の動物、植物防疫法で定める植物

13. お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内並びに旅行先のお土産店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び指定項目を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。また、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報保護方針：外国にある第三者における個人情報保護について」をご確認ください。

このほか、当社では、旅行保険等旅行に不必要な当社と提携する企業の製品やサービスのご案内、当社の製品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物案内等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称及び個人データの管理を行っている当社グループ会社については当社ホームページをご参照ください。
- (3) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方への連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

14. この取引条件説明書に定めのない事項

この「取引条件説明書（共通事項）」又は別紙「お見積書」等に定めのない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。

また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

<旅行業務取扱>

石川県知事登録旅行業第 3-299 号

株式会社 LURRA

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 6-1 山万ビル 4F

営業日・営業時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00

土曜・日曜・祝日 休業

※当社の営業時間外にいただいたお申し出は、翌営業日にお申し出頂いたものとして取り扱います。

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員

